

ごみ処理広域化基本構想等  
策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

平成 31(2019)年 4 月

和 光 市

## 目 次

1	趣 旨.....	- 2 -
2	事業名称.....	- 2 -
3	業務内容.....	- 2 -
4	履行期間.....	- 2 -
5	予定価格.....	- 2 -
6	発注者及び事務局.....	- 3 -
7	スケジュール.....	- 3 -
8	参加資格.....	- 3 -
9	実施要領の公表.....	- 4 -
10	質問の受付及び回答.....	- 4 -
11	参加表明書等の提出期限及び提出方法.....	- 5 -
12	企画提案書等の提出期限及び提出方法.....	- 5 -
13	企画提案書で求めるテーマ.....	- 7 -
14	選定方法.....	- 7 -
15	審査結果通知及び公表.....	- 9 -
16	契約の締結.....	- 9 -
17	提出書類の無効.....	- 9 -
18	その他の留意事項.....	- 9 -

## 様 式

- ・ 様式1 参加表明書
- ・ 様式2 会社概要書
- ・ 様式3 会社業務実績表
- ・ 様式4-1 配置予定技術者調書（管理技術者）
- ・ 様式4-2 配置予定技術者調書（担当技術者）
- ・ 様式5 同意書
- ・ 様式6 企画提案書
- ・ 様式7 見積書
- ・ 様式8 質問票

## 資 料

- ・ 資料1 ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書
- ・ 資料2 朝霞市における一般廃棄物処理概要
- ・ 資料3 和光市における一般廃棄物処理概要
- ・ 資料4 両市における一般廃棄物処理量の比較
- ・ 資料5 ごみ処理広域化概略スケジュール（案）

# ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣 旨

本業務は、平成30年8月21日に朝霞市と和光市において締結した「ごみ広域処理に関する基本合意書」に定められたごみ処理の広域化を実現するための課題と方策を整理するとともに、ごみ処理の実態と方向性、広域処理の基本方針、共同処理の事業主体、施設基本構想、建設用地の選定、跡地利用計画、事業費算定、財源計画、円滑な事業化スケジュールなどの、広域化における基本事項について種々検討を行い、地域の実情を十分踏まえたごみ処理広域化基本構想及び循環型社会形成推進地域計画を策定するものであり、提案事業者に対して、専門的な知識・経験に基づく柔軟かつ高度な技術力を求めるものである。

このことから、本業務に最も適した事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項について定めるものとする。

### 2 事業名称

ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託

### 3 業務内容

ごみ処理広域化基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定に当たり、構想等策定に先立つ調査・分析から策定に至るまでのプロセスを包括的に支援するもの。

(「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書(資料1)」を参照)

### 4 履行期間

契約締結日～令和2(2020)年12月27日

(平成31(2019)年度～令和2(2020)年度の2カ年度)

### 5 予定価格

22,410,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

※ 年度別内訳については以下の範囲内とする。

平成31(2019)年度

13,013,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

令和2(2020)年度

9,397,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

## 6 発注者及び事務局

- (1) 発注者 和光市長 松本 武洋
- (2) 事務局 和光市 市民環境部  
資源リサイクル課 ごみ処理広域化プロジェクトチーム  
郵便番号 〒351-0192  
住 所 埼玉県和光市広沢1-5  
電 話 048-464-1111 (内線2655)  
F A X 048-464-1192  
eメール c0600@city.wako.lg.jp

## 7 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。(なお、都合により変更する場合がある。)

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| (1) 実施要領の公表                | 平成31年4月24日(水) |
| (2) 質問票の受付期限               | 令和元年 5月 8日(水) |
| (3) 質問に対する回答               | 令和元年 5月15日(水) |
| (4) 参加表明書等の提出期限            | 令和元年 5月17日(金) |
| (5) 企画提案書等の提出期限            | 令和元年 5月22日(水) |
| (6) 一次審査(書類審査)／結果通知        | 令和元年 5月29日(水) |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和元年 6月上旬     |
| (8) 結果通知                   | 令和元年 6月上旬     |
| (9) 仕様の協議、契約締結             | 令和元年 6月中旬     |

※ 次の「8 参加資格」を満たした企画提案者が5者を超えた場合は、一次審査において上位5者を選定し、その者に対して二次審査を行うものとする。

※ 次の「8 参加資格」を満たした企画提案者が5者以下の場合は、一次審査は行わず、一次審査の評価項目は、第二次審査時に審査する。

なお、一次審査を行わなかった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細に係る通知をもって二次審査参加資格の通知とする。

## 8 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件に該当する者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、法人とする。

当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

- (1) 法人に関すること
- ① 本社又は営業所等が設計・調査・測量業務における和光市での競争入札参加資格を有していること。
  - ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- ③ 公告日以後に和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
  - ④ 公告日以後に和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がないこと。
  - ⑤ 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ⑥ 平成21年度以降に、地方公共団体または一部事務組合（以下、「地方公共団体等」という。）が発注する、一般廃棄物のごみ焼却処理施設（100t/日以上）に係る施設基本構想または施設基本計画策定業務もしくはごみ焼却処理施設を含む広域計画業務（以下、「同種業務」という。）を元請けとして受託し、かつ完了した実績を1件以上有すること。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）
  - ⑦ 本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。共同企業体は本プロポーザルへ参加することはできない。
- (2) 配置技術者に関すること
- 本業務においては、管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、その者の要件は次のとおりとする。
- ① 管理技術者は、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【総合技術管理部門（衛生工学－廃棄物管理）】または【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものであること。
  - ② 担当技術者は、廃棄物関連施設の設計・建設に係る技術的知識と十分な経験を有し、技術士【衛生工学部門（廃棄物管理）】の資格を有するものであること。
  - ③ 担当技術者は、管理技術者を兼ねてはならない。
  - ④ 管理技術者及び担当技術者いずれも、平成21年度以降に同種業務に係る実績を有する者とする。（参加表明書提出時点において業務が完了しているものに限る。）

## 9 実施要領の公表

### (1) 公表方法

公告及び和光市ホームページで公表する。

→ <http://www.city.wako.lg.jp/home/>

## 10 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和元年5月8日（水）15時受信分まで

(2) 受付方法 「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル質問票（様式8）」を作成し、電子メールで送信すること。

※ 必ず開封確認メールで送付すること。

※ メールのはじめの件名は「（貴社名）ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル質問」とし、文書は日本語で記述すること。

※ 電子メール受取後、開封確認メールを送信する。当日17時までに確認メールが届かない場合には、事務局に電話で確認すること。

※ 受付期限後の質問及び電話での質問には回答しない。

※ 送付先アドレス：c0600@city.wako.lg.jp

(和光市市民環境部資源リサイクル課)

- (3) 回答方法 質問事項に対する回答については令和元年5月15日(水)までに和光市ホームページにて公表する。

## 1.1 参加表明書等の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和元年5月17日(金)正午まで  
(2) 提出場所 和光市 市民環境部  
資源リサイクル課 ごみ処理広域化プロジェクトチーム  
(住所等は6(2)参照)  
(3) 提出方法 持参(土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)  
(4) 提出書類 参加者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

### ① 提出書類

イ 参加表明書(様式1)

ロ 会社概要書(様式2)

ハ 業務実施体制表(任意様式)

※ 担当者の立場及び役割について記載すること。

ニ 会社業務実績表(様式3)

ホ 配置予定技術者調書(管理技術者)(様式4-1)

ヘ 配置予定技術者調書(担当技術者)(様式4-2)

ト 同意書(様式5)

チ 様式3、4-1、4-2の添付資料(写し)

### ② 提出部数

イ 正本 2部(社印及び代表者印を捺印すること)

ロ 副本 6部(捺印不要)

※ 各様式の注意書きを参照のうえ、作成すること。

※ 副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。  
また、提出書類と合わせて同内容の電子データ(CDまたはDVD)を提出すること。

※ 提出書類は上記イ～チの順番で一部ずつ綴ることとし、用紙左上1箇所をホチキス止めとすること。(チについてはクリップ止めでも構わない。)

※ 封筒(指定なし)に入れ、提出すること。

※ 提出書類の返却は行わない。

## 1.2 企画提案書等の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和元年5月22日(水)正午まで  
(2) 提出場所 和光市 市民環境部  
資源リサイクル課 ごみ処理広域化プロジェクトチーム

(住所等は6(2)参照)

(3) 提出方法 持参(土日祝日を除く8時30分から17時15分まで)

(4) 提出書類 参加者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

① 提出書類

イ 企画提案書(様式6)

※ 「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書(資料1)」を十分に踏まえた内容とすること。

※ 「13 企画提案書で求めるテーマ」について、それぞれA4版2枚以内で作成すること。

※ 企画提案書の内容は、参加者が責任をもって必ず履行できるものとする。

※ 「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書(資料1)」は必要最低限の要件を定めたもので、この内容を満たす代替提案についても協議の上で認めるものとする。

※ 「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書(資料1)」に記載のない事項であっても、本業務に必要なと思われる業務がある場合には、合わせて提案ができるものとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に記載する価格に含まれる。

※ 企画提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる場合はこの限りでない。

ロ 業務工程表(任意様式)

※ 既存施設の解体までを含む事業化に至るスケジュールと、本業務の履行期間における業務工程を作成すること。なお、基本構想等策定に伴う調査・検討作業等の実施予定を記載すること。

※ 「ごみ処理広域化概略スケジュール案(資料5)」を参考とし、参加者のノウハウや経験を踏まえ、円滑な事業化を念頭においたスケジュールを作成すること。

ハ 見積書(様式7)

※ 和光市の定める予定価格の範囲内で、貴社の提案を実現するための経費を含めた見積書を作成すること。なお、追加・別途経費が発生しないよう慎重に見積価額を積算すること。

※ 年度ごとに部分払いを行うため、平成31年度および令和2年度ごとに積算し、それぞれの積算内訳を添付すること。

※ 「5 予定価格」を確認のうえ、作成すること

※ 提出部数は下記②によらず、正本1部のみ別途封筒に入れ、表面に宛先を「和光市長宛」、件名を「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 見積書」と明記し、封印(割印)したうえで提出すること。

② 提出部数

イ 正本 2部(社印及び代表社印を捺印すること)

ロ 副本 6部(捺印不要)

※ 副本には、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等は使用しないこと。

また、提出書類と合わせて同内容の電子データ（CDまたはDVD）を提出すること。

※ 各様式の注意書きを参照のうえ、作成すること。

※ 提出書類は上記イ～ハの順番で一部ずつ綴ることとし、用紙左上1箇所をホチキス止めとすること。

※ 封筒（指定なし）に入れ、提出すること。

※ 提出書類の返却は行わない。

### 1.3 企画提案書で求めるテーマ

#### (1) 特定テーマ

##### ① 「業務の実施方針及び具体的内容について」

本要領に示した目的を実現するために、受託者としての具体的な業務の実施方針及び実施方法を記載すること。

##### ② 「業務の留意事項と対処方法について」

基本構想の策定及びごみの共同処理の実施に当たり、想定される課題や留意事項、また、その解決方策について記載すること。

### 1.4 選定方法

業者選定については、プロポーザル参加者から提出された書類について、あらかじめ、事務局において、実施要領に定める参加資格要件を満たしているか審査したうえで、ごみ処理広域化基本構想等策定支援事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が定める評価基準に従い審査を行い、本事業に最も適した事業者を契約候補者、次点の事業者を次席者として選定するものとする。

#### (1) 一次審査（書類審査）

一次審査は、参加表明書等及び企画提案書等（見積書を除く）について評価基準に基づき審査を行う。なお、参加資格を満たす者が5者を超える場合は、一次審査において上位5者を二次審査対象者として選定する。

また、参加資格を満たす者が5者以下の場合は、一次審査を行わず、一次審査の評価項目について、第二次審査時に審査する。

また、一次審査を行わなかった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細に係る通知をもって、二次審査参加資格の通知とする。

一次審査の結果は、令和元年5月29日（水）までに書面により通知する。

#### (2) 二次審査（企画提案等に対するプレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査は、企画提案書等（見積書を除く）の提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査を行う。

① 実施日時 令和元年6月上旬（詳細は二次審査対象者に対し別途通知する。）

② 実施場所 詳細は二次審査対象者に対し別途通知する。

③ 出席者 3名以内

（配置予定の管理技術者及び担当技術者は必ず出席すること。）



④ 時 間 35分（提案説明20分、質疑応答15分）以内とする。

※ 準備に10分、片付けは5分以内とする。

⑤ 留意事項

ア プレゼンテーション等の順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ プレゼンターは配置予定の管理技術者または担当技術者が必ず行うこと。

ウ 説明は提出した企画提案書等（見積書を除く）に基づいて行うものとし、追加資料の持込みは認めない。また、参加者を判別できるような名称やロゴマークは使用しないこと。

エ プレゼンテーションに当たってパソコン、プロジェクター等の使用を認める。

オ プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。（スクリーンは市で用意する。）

カ プレゼンテーション及びヒアリングは、参加者の独自のノウハウに関する内容が多く含まれるため、非公開のもとで実施する。ただし、事務局職員は例外とする。

(3) 参加者が一者の場合の取り扱い

参加者が一者のみの場合であっても同様に審査を行い、選考委員会において契約候補者としての適否を審査するものとする。

(4) 評価基準

「8 参加資格」の要件を満たしている者の中から、次の評価項目について審査を行い、総合評価点の最も高い者を契約候補者として選定する。

① 一次審査（書類審査のみ）

- ・ 事業者評価
- ・ 配置技術者評価
- ・ 企画提案書評価
- ・ 業務工程表評価

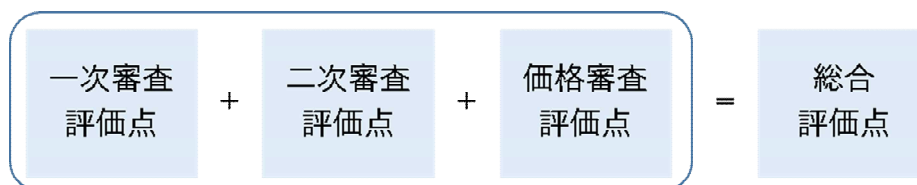
② 二次審査

- ・ プレゼンテーション及びヒアリング評価

③ 価格審査

- ・ 見積価格評価

※ 参加資格を満たす者が5者以下の場合は、一次審査の評価項目について、第二次審査時に審査する。



※ 評価に関する配点等については、後日市のホームページで公表する。

## 1 5 審査結果通知及び公表

本プロポーザルの審査結果については、参加者全員に書面により通知する。また、審査講評を作成し、契約候補者及び次席者について、事業者名および総合評価点を市のホームページで公表する。

審査結果の説明を求める場合、結果通知をした翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

なお、審査講評の記載内容を除いて、審査の経過及び結果に対する異議申立て並びに総合評価点以外の評価内容については、開示請求に応じない。

## 1 6 契約の締結

契約候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、次席者と契約締結の交渉を行う。

業務内容については、「ごみ処理広域化基本構想等策定業務委託 業務仕様書（資料1）」を基本とし、プロポーザルにおける提案内容を反映したものとする。

契約手続きに係る詳細については、和光市契約規則に従い取り扱うものとする。

## 1 7 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 選考委員に対する働きかけがあったと市が判断した場合
- (7) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (8) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会委員または事務局が認める場合

## 1 8 その他の留意事項

- (1) 参加表明書を提出後に辞退する場合には、速やかに「辞退届（任意様式）」を市に提出すること。
- (2) 参加者は、本件に関して市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (3) 提案に要する一切の費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。また参加表明書等に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱うものと

し、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位  
その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、公表の対象とする。

- (6) 技術提案書に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として特定された企画提案書及び成果品の著作権については、市に帰属するものとする。
- (7) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。